

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定により次のとおり報告を求めらる。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的  
豚コレラのまん延防止のため
- 二 報告すべき者  
令和元年埼玉県告示第四百四十九号に掲げる区域内の豚又はいのしし（以下「豚等」という。）の所有者
- 三 報告すべき事項  
二の報告すべき者が所有する豚等に係る農場ごとの毎日の死亡頭数、出荷頭数及び分娩頭数（報告の開始日は令和元年九月十三日）
- 四 報告書の提出期限等  
毎日、前日分を当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して提出すること。
- 五 その他必要な事項  
豚等が豚コレラにかかっている疑いがあることを確認した場合は、その旨を直ちに当該区域を所管する家畜保健衛生所長を経由して報告すること。